

専門学校東北動物看護学院学校評価実施規程

平成 30 年 1 月 25 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校運営全般に係る自己評価を行い、それに基づき専門学校東北動物看護学院（以下「本校」という。）「学校関係者評価委員会設置要綱」に示した学校関係者評価を実施し、それらの結果を公表するという本校学校評価事業について、必要な具体的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、学校評価とは、学校教育法第 42 条及び学校教育法施行規則第 68 条に規定する自己評価、並びに同法第 43 条及び同法施行規則第 67 条に規定する学校関係者評価をいう。

(校内評価委員会の設置)

第 4 条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に校内評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 5 条 委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) 自己評価結果の公表に関すること
- (6) その他、自己評価の実施について必要な事項に関すること

(委員の構成)

第 6 条 委員会は、校長、副校長、科長、副科長、事務長、教務主任により構成する。また、その他に委員会事務局として教務並びに事務職員を置くものとする。

- 2 委員の人数は7人とする。
- 3 委員の任期はそれぞれの在任期間とし、欠員が生じた場合の補欠の委員も同様とする。

(自己評価の実施)

第7条 自己評価を実施する時期は毎年度の1月とする。

- 2 自己評価は、校長の指揮のもと第5条の定めに従って誠実に取り組まなければならない。

(委員会運営)

第8条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員会は委員長が招集する。また、委員会は必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることができる。

(自己評価の活用)

第9条 教職員は、自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(自己評価の報告)

第10条 校長は、自己評価結果を本会理事会に報告しなければならない。

(自己評価の公表)

第11条 校長は、本会理事会の承認を受け、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない。

(学校関係者評価)

第12条 校長は、自己評価結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会(以下「関係者委員会」という。)に報告し、指導助言を得て、教育活動その他学校運営全般にわたり活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第 13 条 関係者委員会は、次に掲げる区分から校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 養成教育に係る臨地・臨床実習施設関係者代表 3名
- (2) 教育交流に係る連携校関係者代表 1名
- (3) 本校卒業生代表 1名
- (4) 学生の出身高等学校関係者代表 1名
- (5) 学生の保護者(第1保証人)代表 1名
- (6) 地域住民代表 1名

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(関係者委員会の運営)

第 14 条 関係者委員会の運営は次のとおりとする。

- (1) 関係者委員会は、校長が招集しその運営にあたる。
- (2) 校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- (4) 会議は年度内2回(6月・2月)とする。
- (5) 委員は、年度内1回を限りとして授業や学校行事等の視察を適宜行い、評価や助言に資する機会とする。

(学校関係者評価の評価結果)

第 15 条 校長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用)

第 16 条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第 17 条 校長は、学校関係者評価結果を本会理事会に報告しなければならない。

(学校関係者評価結果の公表)

第 18 条 校長は、学校関係者評価結果について、本会理事会の承認を受け、公表しなければならぬ。

(関係者委員の費用弁償等)

第 19 条 関係者委員会委員の費用弁償等については、本校が定める基準により支払うものとする。

(改廃)

第 20 条 本規程の改廃は、本校教育運営委員会の議を経て校長が提案し、本会理事会の承認を得て決定するものとする。

(雑則)

第 21 条 本規程に定めるもののほか、本校の学校評価事業に関し必要な事項は、原則として本校教育運営委員会の議を経て校長が別に定めるが、必要に応じて本会理事会に提案し承認を得ることとする。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。